

## 8 暴風（雪）警報・特別警報発表時の対応

(1) 午前6時30分に「暴風（雪）警報」または「特別警報」が京都市以南の市町村（京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、八幡市、久御山町、城陽市、宇治田原町、京田辺市、井手町、和束町、精華町、木津川市、笠置町、南山城村）の1箇所にも発表されている場合、生徒は自宅待機とする。それ以降の発表についても同様とする。

(2) 午前6時30分以降、午前10時現在までに「暴風（雪）警報」が解除された場合、第5限より授業を行う。ただし、「特別警報」の場合は、特別警報が解除されても通常の警報が解除されるまでは自宅待機とする。

(3) 警報の解除が上記以後の場合は、臨時休業（家庭学習）とする。

(4) 休日等に部活動・模擬試験等が行われる場合も、上記(1)～(3)による。

(5) 臨時休業又は欠講をした場合、できるだけ速やかに回復措置をとる。

(6) 注意事項

ア 上記措置は、通常の警報に関しては、暴風（雪）警報以外は適用されない。特別警報に関してはすべての現象に適用する。

イ 上記(1)以外の地域より通学している場合、自宅のある地域に「暴風（雪）警報」または「特別警報」が発表されている場合は、自宅待機とする。（欠席扱いはしない）

ウ 学校への電話による問い合わせは控えること。

エ 休業にならない場合（大雨警報等）でも、登下校には慎重に行動すること。

気象警報等の種類 ※印の警報・特別警報が発表された場合、上記(1)～(6)の対応となります。

特別警報	※ 大雨特別警報	※ 暴風特別警報	※ 高潮特別警報	※ 波浪特別警報	※ 暴風雪特別警報	※ 大雪特別警報
警報	大雨警報	※ 暴風警報	高潮警報	波浪警報	※ 暴風雪警報	大雪警報
注意報	大雨注意報	強風注意報	高潮注意報	波浪注意報	風雪注意報	大雪注意報

備考